

文化財所有者のための
防災対策マニュアル
(簡略版)

[地震対策編]

平成23年3月
京都府・京都市

地震対策編

京都府内及び周辺には、多くの活断層が存在し、これらを震源とする直下型地震では、震源域を中心に最大で震度6強ないし震度7の強い揺れが、また地盤や地形によっては液状化が予測されています。

また、海溝型地震である東南海・南海地震については、京都府内の被害は直下型地震に比べ小さいとされるものの、今後30年以内に発生する確率が60%以上と極めて高く、被害地域も他府県を含め広域に渡ることが予測されています。

大規模な地震では、文化財建造物の倒壊などの直接的な被害のほか、揺れの後に同時多発的に発生する可能性のある市街地火災による延焼など、火災にも十分に備えておく必要があります。

第1章 事前の備え

第1節 文化財に関する防災知識等

1 防災知識の習得

文化財所有者等は、国・京都府・市町村や文化財関係団体等が主催する研修会等に積極的に参加し、文化財に関する防災知識の習得に努めてください。

《研修会等の例》

- ▷重要文化財建造物管理実務検討会
(主催：文化庁、社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟)
- ▷京都府文化財所有者等連絡協議会研修会
(主催：京都府文化財所有者等連絡協議会)
- ▷京都府文化財保護推進会議 (主催：京都府教育委員会)
- ▷文化財防火・市民講座 (主催：京都市消防局)

2 リスクの把握

文化財所有者等は、国・京都府・市町村の指導・助言を受けて、自らの施設等について、本マニュアルに添付のチェックリストや市町村が配布している防災マップなども参考に、リスクの把握に努めてください。

京都市作成の防災マップは、以下のホームページからも閲覧できます。
(掲載ホームページ) 京都市防災危機管理情報館

<http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/>

3 関係機関等との連携

文化財所有者等は、被災時の対応等について、関係機関や自主防災組織、

文化財市民レスキュー等の地域住民と協議するなど、平常時から連携を図りましょう。

【文化財市民レスキュー】



あなたの協力が 文化財をまもる

つくろう 文化財市民レスキュー体制

木造の構造物に代表される日本の文化財は、仏像や襖絵などの美術工芸品を含めて、その多くのが火災により簡単に価値を失ってしまいます。世界に誇る京都の文化財を火災からまもり、後世に継承していくには、消防隊が到着するまでの市民のみなさんの初期消火活動などがたいへん重要です。そのために、文化財市民レスキュー体制が必要なのです。



【文化財防災マイスター】

日ごろから文化財を訪れる機会の多い観光ボランティアガイド、観光タクシーの運転手及びバスガイドに対して、防火講習及び救急講習を実施することにより、消防隊又は救急隊が到着するまでの間、初期消火や応急措置ができる「文化財防災マイスター」を養成。(京都市消防局：平成22年度～)



写真：京都市消防局

第2節 平常時からの防災対策の実施

文化財所有者等は、京都府・市町村の指導・助言を受けて、文化財に関して以下の防災対策を実施するよう努めてください。

1 建造物の防災対策

(1) 大規模地震の後に発生する可能性のある火災に備え、自動火災報知設備、消火設備等の総合的な防災設備を整備する。

なお、これらの設備の日常点検や操作手順の確認も定期的にも実施する。

【防災設備の例】



自動火災報知設備



消火栓



ドレンチャー（屋根）



避雷設備



放水銃

(2) 所有もしくは管理する文化財建造物について耐震診断を実施する。

(3) 耐震診断の結果に基づき、必要に応じ耐震性能の向上を図るための対策を実施する。

【文化財建造物の耐震補強の例】



写真：京都府教育庁文化財保護課

(既存の建物が痛むことを防ぐため、補強材を外から見えない部分に挿入している。)

- (4) 耐震性貯水槽の整備等、地震等の大規模災害時にも使用可能な水利を確保する。

なお、「耐震性」であっても大規模災害時には使用不能となる場合も想定し、他の水利の把握・確保にも留意する。

【耐震性貯水槽の例】



《防災設備の整備にあたっての留意事項》

- ▷ 周辺地域の状況（市街化の状況、周辺建物の不燃化の状況、消防水利、消防署からの距離など）
- ▷ 対象建造物の利用実態（利用方法、収容人員、参観者の人数など）
- ▷ 夜間等の監視体制（無人になる場合など）
- ▷ 防災設備の機能喪失への対応（大規模地震時の停電や設備の破損など）

これらを総合的に考慮し、最も効果的な防災設備の整備（更新）及び維持管理の方法を検討してください。

- (5) 参観者等の安全に配慮した公開方法を検討するとともに、避難に関する計画（避難経路、避難場所、避難誘導の手順）を策定し、必要事項を参観者に明示する。
- (6) 文化財建造物の収容人員が50人未満であっても、防火管理者を選任し、

消防計画の作成等の防火管理業務を行う。

- (7) 文化財建造物又は文化財が所在する建造物の内部やその周囲等において「喫煙又はたき火等の裸火の使用」を制限し、平常時から出火防止を図る。



- (8) 文化財建造物で使用されている指定美術工芸品等以外の可燃性の幕・カーテン等に防火処理を施し、火災の拡大防止を図る。
- (9) 文化財建造物の境内等の巡回点検、夜間の閉門、火気使用設備・器具の点検など、平常時から出火及び放火防止対策を実施する。
- (10) 緊急時の連絡体制を整備し、関係者に周知を図る。

2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む。以下同じ。）の防災対策

- (1) 収蔵庫等の保存施設（文化財を守る専用施設）を整備する。
- (2) 建造物の防災対策に準じ、保管・展示施設の防災設備（自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等）を整備する。
- (3) 免震装置や支持具を用いた展示物や収蔵品の転倒防止対策や展示ケースの転倒防止、フィルム等を用いたガラスの飛散防止対策を実施するとともに、展示ケースからの展示物や収蔵品の飛び出し防止にも配慮する。
- (4) 緊急時に美術工芸品等の文化財を安全な場所に移動できるよう、移動先及び移動に必要な人員、手順を予め定めておく。特に点数の多いものは全体をまとめて移動できるよう計画しておく。
- (5) 参観者等の安全に配慮した公開方法を検討するとともに、避難に関する計画（避難経路、避難場所、避難誘導の手順）を策定し、必要事項を参観者に明示する。
- (6) 展覧会等を開催し、美術工芸品等の文化財を公開する場合は、火災が発生した際の搬出計画の作成、禁煙・喫煙場所の設定、消火器の設置など、平常時から火災予防上必要な措置を講じる。
- (7) 指定美術工芸品が所在する場所又はその周囲においてはみだりに火気を使用しない。
- (8) 緊急時の連絡体制を整備し、関係者に周知を図る。
- (9) 防災設備の整った博物館等への寄託を検討する。

3 その他の文化財（史跡、名勝、天然記念物等）の防災対策

建造物に準じた防災対策を実施する。

第3節 訓練等の実施

1 訓練等の実施

文化財所有者等は、毎年1月26日の「文化財防火デー」を中心として行われる文化財防火運動の趣旨を踏まえ、国・京都府・市町村の指導・助言を受けて防火訓練や防災訓練を実施するよう努めてください。

その際、防災設備の点検や操作手順の確認も実施してください。

《訓練実施に当たっての留意事項（消防庁資料より）》

- ▷ 消防機関への通報、初期消火、重要物件の搬出、避難誘導などの総合的な訓練を行うこと
- ▷ 見学者の多い木造建造物等にあつては、火の回りが早いことを考慮して避難誘導訓練を行うこと。
- ▷ 消火訓練後は、使用した防火水槽への水の補給、消火器の消火薬剤の詰め替え等を忘れずに行うとともに、検討会を開催して、一層の改善に努めること。



2 地域住民等の参加

文化財所有者等は、訓練等を行う際、可能な限り関係機関や自主防災組織、文化財市民レスキュー等の地域住民も参加する訓練となるよう配慮してください。



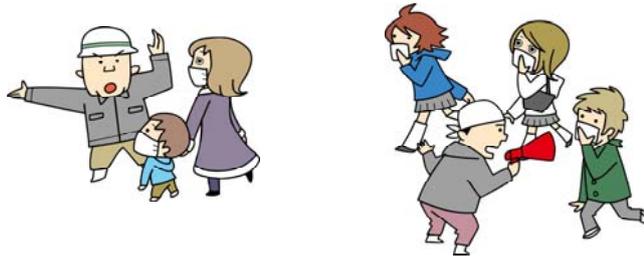
第2章 災害への対応

第1節 発生時の対応

文化財所有者等は、人命の安全確保を最優先に、二次災害の防止に十分留意しつつ、以下の措置を講じてください。

1 参観者等の安全確保

- (1) 参観者等がある場合は、安全な場所へ誘導し安全の確保を図る。避難経路、避難場所、避難誘導の手順（誘導員の配置等）は予め定めておく。
- (2) 被災者がある場合は、応急手当や消防への通報等その救助を優先して行う。

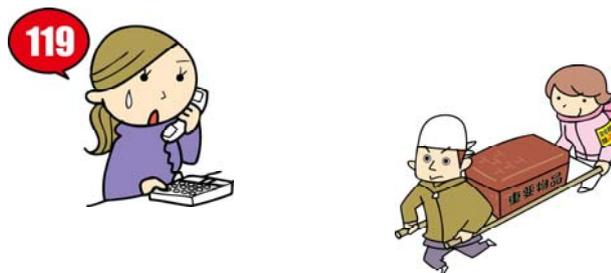


2 応急措置

- (1) 文化財又はその保管・展示施設から出火している場合は、直ちに消防へ通報するとともに、自身の安全を確保した上で初期消火活動・延焼防止に努める。
- (2) 建造物に損壊が生じた場合は、被害の拡大を防止するため、支持材による補強等の応急対策に努めるとともに、必要に応じ立入制限を行う。
- (3) 美術工芸品は安全な場所に移動させる。
- (4) 必要に応じ自主防災組織、文化財市民レスキュー等の地域住民にも協力を要請する。

大規模災害の場合は、可能な範囲の応急対策にとどめ、原則として建造物への立入制限を行う等、二次災害を防止する。（次項参照）

また、大規模災害時には、消防や地域住民等の応援が期待できないことにも留意する。



3 二次災害の防止

- (1) 建造物又は文化財の保管・展示施設には、安全が確認されるまで立ち入らない。
- (2) 安全が確認された後、自身の安全を確保した上で、建物内の漏電やガス漏れの点検を行い、建物内への電気やガスの供給を停止する。

地震による電気が原因の火災(停電復旧後の通電時に起こる火災を含む)を防止するため、揺れを感知して自動的に通電を遮断するコンセントが開発されている。

【地震による電気火災防止コンセントの例】



写真：京都市消防局

第2節 発生後の対応

文化財所有者等は、参観者等の安全確保措置及び応急措置を講じた後、自身の安全を確保した上で、以下のとおり発生後の対応を行ってください。

1 被害状況の把握

被害状況を確認し、被災箇所の写真を撮影する等、可能な限りの確かつ詳細な記録を作成する。美術工芸品で点数の多いものは、落ち着いた段階で全点の存在を確認する。

2 被災文化財の保全

- (1) 建造物の損壊箇所はブルーシートで覆う等の保全措置を講じる。破損・焼損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。

【ブルーシートによる保全の例】



- (2) 盗難の恐れが生じた文化財については、施錠可能な安全な場所へ移動させる。
- (3) 美術工芸品で点数の多いものは、全体がまとまって保全され、失われるものがないよう努める。
- (4) 被災文化財の保全に当たっては、京都府・市町村の指導・助言を受けて、専門家や関係団体等の意見・協力を求める。
- (5) 必要に応じ自主防災組織、文化財市民レスキュー等の地域住民にも協力を要請する。

その際は、周辺地域の被害の状況を考慮する。

大規模災害の場合は、二次災害を防止する観点から、可能な範囲の対応にとどめる。

また、大規模災害時には、消防や地域住民等の応援が期待できないことにも留意する。